

平成20年4月18日（金）

於：農林水産省生産局第1会議室

食料・農業・農村政策審議会

第8回家畜衛生部会

議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
1. 大臣官房審議官あいさつ	1
1. 委 員 紹 介	2
1. 配付資料確認	3
1. 出席者紹介	3
1. 家畜衛生をめぐる情勢について	4
1. 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について	4
1. 家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物の輸入に関する要請に係る 標準手続について	11
1. O I Eコード改正案に関するコメントについて	11
1. そ の 他	24
・豚コレラウイルスの抗体陽性豚（無許可ワクチン接種の疑い）の確認について	
・病性鑑定指針の見直しについて	
・鳥インフルエンザワクチンの実践的使用試験成績の報告について	
1. 閉 会	32

開 会

○姫田動物衛生課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第8回家畜衛生部会を開催いたします。

大臣官房審議官あいさつ

○姫田動物衛生課長 開会に当たりまして、大臣官房審議官の谷口からごあいさつをいたします。

○谷口大臣官房審議官 担当審議官の谷口でございます。食料・農業・農村政策審議会第8回家畜衛生部会開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また日ごろから、農林水産行政各般にわたりまして御支援、御協力をいただいておりますこと、あわせて御礼を申し上げる次第でございます。

これまで本部会におきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、高病原性の鳥インフルエンザでございますとかBSE、豚コレラ、また口蹄疫に関します特定家畜伝染病防疫指針の制定を始めまして、家畜伝染病の病原体の侵入や蔓延の防止を図るために、幅広い議論を重ねてきていただきまして、本当にありがたいと思っております。

本日はこのうちBSEに関する防疫指針に関しまして、第5回のプリオン病小委員会での議論を踏まえまして、防疫指針に定める疑似患畜の範囲を変更することにつきまして、後ほど御議論をいただくことといたしております。

また事務局より、家畜伝染病予防法に基づきます指定検疫物の輸入に関する要請に係る標準手続及び、OIEコードの改正提案に対するコメントにつきましても、御報告させていただきますこととしております。

さて、昨今の家畜衛生をめぐる状況といたしまして、後ほどまた担当からも御説明申し上げますけれども、先日、御案内のように、豚コレラウイルスの抗体陽性豚が確認をされました。これは残念ながらワクチンの無許可接種によるものと、私ども考えておまして、

改めて養豚農場でございますとか、関係団体等への法令遵守の通知を出したところでございます。

今後ともBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策につきましても万全を期すとともに、ヨーネ病、オーエスキー病等の慢性疾患につきましても、適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

一方、海外のほうに目を転じてまいりますと、アジアにおきまして鳥インフルエンザの発生が、残念ながら相変わらず続いておりました。昨今では、新聞を大分にぎわせておりますけれども、韓国におきます鳥インフルエンザの発生が確認をされまして、今こうしている間にも、拡大をしておるような兆しがあるやに聞いております。

この点につきまして私ども、我が国の家畜衛生に重大な影響を及ぼすということで、大変懸念をしておると思っております。農林水産省といたしましては、これまでも増して水際での防疫対策の強化による侵入防止と、国内における防疫措置の徹底を図ってまいりたいと考えております。

さらに近年、国民の食の安全に対するニーズは非常に高まっておりまして、昨年来いろいろな不祥事等もございまして、皆様方に御心配をおかけしておるところでございますけれども、そういったことも相まって、安全な畜産物の供給を図ることの重要性が高まっているところでございます。

こうしたニーズにこたえますためにも、HACCP等を活用いたしました飼養衛生管理を推進いたしまして、我が国全体の飼養衛生管理の水準を高めることが必要であると考えております。

各委員の皆様方におかれましては、今申しましたような、国が進めます各般の施策が有効かつ効果的に推進されますように、それぞれのお立場からぜひ忌憚のない御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれどもあいさつにかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員紹介

○姫田動物衛生課長　今回委員の方々が新しく改選されておりますので、簡単に事務局のほうから紹介させていただきます。

まず正面真ん中で、櫻井部会長でございます。

○櫻井部会長 2度目ですけどね、よろしくお願いします。

○姫田動物衛生課長 右が高橋委員でございます。

岡本委員でございます。

神田委員でございます。

角を曲がりまして土井臨時委員でございます。

喜田臨時委員でございます。

熊谷臨時委員でございます。

吉川臨時委員でございます。

岡部臨時委員でございます。

田原臨時委員におかれましては、交通機関の状況で1時間ほどおくれるということを知っております。

寺門臨時委員でございます。

林臨時委員でございます。

梅原臨時委員でございます。

矢野臨時委員でございます。

以上の方々でございます。

配付資料確認

出席者紹介

○姫田動物衛生課長 それでは慣例によりまして、櫻井部会長に進行をお願いしたいと思います。

冒頭のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。

なお本日、櫻井部会長におかれまして、この後の御都合があると聞いておりますので、15時半までに終了できますように、皆様方の御協力をお願いしたいと思いますので、議事進行についてよろしくをお願いしたいと思います。

○櫻井部会長 御紹介いただきました、部会長の櫻井でございます。円滑な進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、本日の部会では、先ほど審議官からもお話しございましたように、牛海綿脳症に関する防疫指針の一部を変更する件について御議論いただくとともに、家伝

法に基づく指定検疫物の輸入に関する要請に係る標準手続並びに、国際獣疫事務局からのコード改正提案に関する我が国のコメントについて、事務局より御報告いただくこととしております。

議題に入ります前に、配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○姫田動物衛生課長 それでは、配付資料の御確認をお願いいたします。まず資料一覧がありまして、資料1-1から1-4まで、参考資料として1から5までございます。参考資料5が委員名簿でございますので、不足等がありましたら事務局まで申しつけてください。

続きまして、本日の委員の出席状況について申し上げます。参考資料5に委員名簿がついてございますが、石黒委員が御都合により欠席。それから先ほど申し上げたように田原委員が1時間ほどおくれて来られると聞いております。そのほかの委員につきましては全員御出席でございますので、食料・農業・農村政策審議会第9条の規定によりまして、本部会が成立しておりますことを御報告いたします。

私ども、本日農林水産省から、先ほどの谷口消費・安全局担当の大臣官房審議官、境畜水産安全管理課長、川島国際衛生対策室長、山本国内防疫調整官、そして私、動物衛生課長が出席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

家畜衛生をめぐる情勢について

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

○櫻井部会長 本日の進め方でございますが、まず家畜衛生をめぐる最近の情勢に関して御報告をいただいて、その上で家畜伝染病防疫指針の変更に関するプリオン病小委員会における審議状況などについて、事務局から御説明をいただいて審議をしていただきたいと思いますと考えております。

それでは始めに家畜衛生をめぐる情勢について、事務局から御説明をお願いいたします。

○姫田動物衛生課長 参考資料2-1でございますが、大部なものですからかなりはしょって説明させていただくことをお許しく下さい。

まず家畜伝染病の発生状況ということで、主要な伝染病の発生状況の推移がございます。口蹄疫は平成12年に起こって以来発生しておりません。ヨーネ病が、依然として発生が引き続いていると。むしろやや増加傾向でございます。BSEについては後でお話しさせていただきます。高病原性鳥インフルエンザについては、19年1月に4例が発生しておりま

す。

次のページで、高病原性鳥インフルエンザ対策ということで、海外での現在の水際での検疫措置なり、国内での発生予防対策ということで、右下のほうに農場の飼養衛生管理の徹底ということで、防鳥ネット等の各種侵入防止対策、鶏舎内外の整理・清掃・消毒、鶏の健康管理、従業員の知識習得ということでの農場の衛生管理の徹底、そしてそれぞれのレベルでの侵入防止対策を行っているところでございます。

特に農場では防鳥ネットを張るということで、今回も感染経路の4例について、いずれも防鳥ネットの破れですとか、すき間があったということで、野鳥等が感染経路ということが示唆されておりますので、そういうことを徹底してまいりたいと考えているところでございます。

次のページでございます。これが17年までの発生と対応ということで、16年、17年の発生を要約しておるところでございます。

次のページは19年の発生でございまして、宮崎県の3例と岡山県の1例でございます。いずれも通報が非常に早かったこと、それから初動の県、あるいは獣医さんたちの対応が非常に早かったということで、それぞれ原発で押さえ込まれたということでございます。

次のページでございます。この19年度の発生を受けた対応ということで、農林水産省だけでなく関係府省及び都道府県との連携で、以下のことを実施しております。

一つは、防疫指針に基づく蔓延防止を的確に実施すること。それから、農場段階での早期発見・早期通報の徹底。それからこの時点においては、消石灰における緊急的な消毒の実施を、西日本を中心に行いました。そして国民への正確な情報の提供。発生を受けた対応の検証と見直しということで、防疫指針の見直しを行ったところでございます。

次のページで、海外における発生状況と、それに伴う我が国の措置ということで、色のついたところが発生国でございます。それに対して、動物検疫所での水際検疫措置を強化しているところでございます。

またアジア地域への支援ということで、OIEを通じましてアジアに対しての検査施設の整備等の支援を行うことによって、高病原性鳥インフルエンザのアジア地域での拡大を防ぐことにしております。来週の月曜日に、そのためのアジア各国の首席獣医官レベルでの会合を開催することにしております。

次のページでございます。BSE対策でございまして、発生した35事例でございます。黒毛和種で24、33、34、35例目が出ておりますが、いずれも乳牛の仮腹の受精卵移植もの

であったり、乳業と同じような飼い方での大規模な繁殖経営での代用乳なりの飼料を給与したもの、あるいは非常に高齢牛だったということをごさいますして、通常の和牛繁殖経営で発生したものはごさいますせん。

次のページでBSE対策の実施状況ということで、海外からの肉骨粉の輸入禁止と、あるいは屠畜場での検査、そして死亡牛の検査と特定危険部位を焼却するというごさいますこと、えさのレベルでの防疫と、特定危険部位が人の口に回らないというごさいますこと、あるいは患者が人の口に回らないという対策を実施しているところをごさいます。

農林水産省といたしましては、死亡牛の検査ということで大体毎年、16年度以降10万頭弱を検査しているところをごさいます。

次のページで、海外におけるBSEの発生状況をごさいます。具体的にはその次のページをごさいますますが、BSEの発生件数の推移ということで、全体的には減少傾向をごさいますます。2008年は報告がない地域もごさいますますので、現在までの集計をごさいますます。2007年までかなり減少傾向で推移してきているという状況になってきているところをごさいますます。

次のページをごさいます。各国のBSE対策の概要ということで、我が国ではBSE検査は21カ月齢以上の牛すべて、EUでは30カ月齢以上の牛をごさいますます。

死亡牛については、我が国とEUでは24カ月齢以上の牛のすべての検査を、米国では30カ月齢以上をサーベイランスしているところをごさいますます。

それから、反すう動物由来の肉骨粉の取り扱いということで、我が国とEUでは反すう動物、豚、鶏への給与禁止。米国では反すう動物の給与禁止が行われているところをごさいますます。

次のページをごさいます。米国産牛肉輸入問題の経緯ということで、15年12月24日に米国での発生以降の経緯を年表式に書いておりますので、これはお時間があるときにごらんいただければと思います。

2ページめぐりまして、ヨーネ病対策をごさいます。ヨーネ病につきましては、牛の慢性の下痢を起こさせるヨーネ菌による伝染病をごさいます。従来からの定期的な淘汰とか摘発をやっておりました。ただ最近、特定地域の乳牛の病気と考えておりましたが、かなり全国的に、あるいは肉用牛にも感染が広まっているということをごさいますますして、今後、防疫対策を全国的に統一して、一定の水準以上の防疫体制を確保していこうということで、一定の期間内にヨーネ病を撲滅していこうということをごさいますますを考えている次第をごさいますます。

特に、発生農場の検査のルール化なり、牛の移動の際の清浄性の確認をルール化しているということで、現在対策を進めているところでございます。

次のページで、オーエスキー病の防疫対策の現状です。オーエスキー病についても、豚の重要な疾病でございます。これらについても今後、生産者のコンセンサスを得て、清浄化を図っていくことをしております。

次のページでございますが、地域ごとでの徹底的な取り組みを行って、ワクチンを徹底的に打つということ。それによって清浄化の地域をふやしていくということで、5年後には我が国全体での清浄化を達成していきたいということを今、始めたところでございます。

次のページで農場での衛生対策の推進ということで、特に養豚農場におきまして、豚繁殖呼吸器障害症候群等の複合感染症が出ておりますので、これらの地域の中での徹底的な取り組み、オールイン・オールアウトの徹底、あるいはスリーサイト化を進めながら、清浄化を図っていくこととしております。

次が、農場段階によるHACCP方式を活用した衛生管理の推進ということで、これは今までの主要な疾病への対策を進めるとともに、動物の安全だけではなくて食品の安全も含めて衛生管理を進めていこうということで、農場衛生管理技術等向上対策事業ということで、この中でよりレベルの高い農家に対して、HACCP方式での取り組みを進めていくということで、そのための農家の実施マニュアルの作成と、認証のガイドライン、あるいは認証機関をつくっていくということを現在進めております。そういうことによって消費者に求める安全な畜産物を生産して、畜産物に対する消費者の信頼を確保してまいりたいと考えているところでございます。

次のページが、畜産物の安全確保のための取り組みということで、そういう中で生産段階でのHACCP方式だけでなく、やはり食品の加工・流通段階、最終段階の消費者に渡るまでのHACCP方式での一貫した畜産物の供給を図っていくことを、進めてまいりたいと考えているところでございます。

次のページ以降は我が国の防疫体制でございますので、ごらんになっていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

今の御報告についての御意見はまた後でいただくことといたしまして、続きまして、防疫指針の一部変更についての御説明をお願いします。

○山本国内防疫調整官 それでは資料1-1から資料1-4まで、それと参考資料1を用いて説明させていただきます。

資料1-1で、牛海綿状脳症の疑似患畜の見直し。これまでの経緯ですが、1番で我が国における疑似患畜の取り扱いについては、OIEのBSEコードを参照して、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針で規定をしております。

2で、OIEによる検討経緯として、BSEアドホック委員会(平成18年1月)ですが、BSE発生時に処分が必要な牛の範囲が検討されて、次のような結論がされたということで、四角く囲んでありますが、「実験的根拠及び疫学的根拠のいずれも、雌雄生殖器がBSE病原体の伝達リスク要素であると示していない」という結論が得られています。

(2)で、この結論を受けまして、OIEコード委員会(18年3月)でございますが、雌の患畜から誕生した動物(子供)が必ずしもBSEに暴露されているとは限らず、一般的な牛群よりも高いリスクを有するとは考えられないという結論を得ております。

次のページで、3、OIEコードの改正及び疑似患畜の範囲の見直し。この検討結果を踏まえて、18年5月にOIE総会の中でBSEコードが改正されております。下の表にありますが、右側はBSE発生時に処分が必要な牛の範囲、「ア」、「イ」とありまして、「イ」の(ア)が、「BSE臨床症状発症前2年以内又は発病後にBSE感染雌牛から生まれたすべての産子」と、この下線部を削除となっております。

下のほうの文章にいりますが、OIEでの見直しを受けて、日本でも指針の疑似患畜の範囲の見直しについて、審議会の家畜衛生部会プリオン病小委員会、19年12月14日に御検討いただいたところ、患畜の産子については、トレーサビリティ制度の活用等により追跡することを条件に、疑似患畜の範囲から削除することで差し支えないとされたところであります。

これを受けて指針の変更案、パブリックコメントを2月、3月に行いましたが、特段の意見は寄せられなかったということで、今回、当部会において変更案を御検討いただきたいというものでございます。

次のページは疑似患畜を図で模したのですが、上のほうの①は一番上の患畜、これは感染牛ですが、感染牛が生まれてから1歳の中に、①「1歳以内の患畜と1歳になるまでに同居して、同じえさを食べていた牛」ということで、患畜が1歳になるまでの間に同居牛も自分も1歳未満で同じえさを食べていた牛、フィードコホートの部分はそのままですが、右下のほうの②、今回の改正案で削除されるのは、「患畜が発症する前2年以内及び発

症後、患畜から生まれたすべての産子」でございます。

資料1-2は、18年6月にこの審議会に諮問した文章でございます。記にありますように、牛海綿状脳症に関する防疫指針の変更についてということで意見を求めると。

資料1-3が、今回（案）と書いてございます答申案でございます。「記。家畜伝染病予防法第3条の2第1項の規定に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」について、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更については、患畜が発病する前24ヶ月以内又は発病した後に当該家畜から生まれた子牛については、トレーサビリティ制度の活用等により追跡することを条件に、別添のとおりとすることが適当である」というものでございます。

別添というのは2枚目です。右側の第2の2の（1）患畜、疑似患畜の範囲、「イ」の疑似患畜の（ア）にaとbがございます。bのほうが「患畜が発病する前24か月以内及び当該患畜が発病した後に患畜から生まれた産子」を削除するというので、左側のほうで削除ということが指針の変更になります。

トレースすることを条件にということでございますので、資料1-4でトレースすることを規定したいと考えております。タイトルにありますように、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及び蔓延防止措置の実施に当たっての留意事項」。細かい具体的な事項をこの留意事項として、局長通知で示してございます。

改正案の左側で説明しますと、1枚目のチェックリストの飼養状況の最初のポストのところ「・当該牛：産歴（子牛の状況）」というのがあります。これはもともと全部調べることになってございます。

ここでまず調べた牛について、2枚目の表の一番下に追記をしまして、「患畜が発病する前24か月以内及び当該患畜が発病した後に患畜から生まれた産子については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（トレーサビリティ法と俗に言われているもの）第3条に規定する牛個体識別台帳等を活用し、引き続き移動等の情報を把握し、死亡又はと畜された時はBSE検査結果等の情報を収集し、動物衛生課に報告すること」と。こちらのほうでその後のトレースをして、情報を把握することを担保したいと考えてございます。

以上、経緯と答申案まで続けて説明させていただきました。よろしく御検討をお願いします。

○櫻井部会長 防疫指針については、ここです承していただく必要があるということです

よね。

〔「はい」の声あり〕

○櫻井部会長 それではまず防疫指針に関しまして、御意見等があれば伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

今の御説明ですと、小委員会の議論がどうだったのかという御説明が余りなかったように思いますけれども、実質的な中身ですよ。どうしてこれがリスクが少ないと考えられるのかという点について、少し教えていただくとありがたいんですが。

○吉川委員 先ほど説明があったように、OIEの中でアドホック委員会、科学委員会と上がってきて、一回この案が出たときに日本からというか、プリオン小委員会の中で、それまでに実際に得られているデータと、日本のこのケースに当たるもののデータを出していただいたんですね。

日本の場合は該当する事例の数が非常に少ないので、特にBSE陽性牛から最後の末期のときに、2年間に生まれた牛が陽性になる率が高い、低いということを言うことは、BSE的にはとても難しいということでした。

ヨーロッパの例はそここの数はいっているけど、特に科学委員会で言われたように、陽性牛から生まれたもののほうが率が高いという傾向はないと。それから、実際に親から子にいくときには、胎盤とか生殖器とかでプリオンが増殖してなければ、子供に直接いくという危険性はないわけで、そこら辺のデータが集まってきたということがあって、科学委員会の評価を受け入れると。

ただ、実際にこのルールでいくと、陽性が見つかった場合、子供は24カ月より若い段階で殺されてしまうので、本当に感染しているかどうかを検査で検出できないのではないかとという心配も片方にあったので、先ほど言われたように通知という格好になりました。指針のほうからは削除という格好になるけれども、実際にはその場で殺さないで、陽性牛から末期のときに生まれた個体は、その後ずっとトレースをして、死亡あるいは屠畜時に検査をした結果を知らせなさいと。そのほうが実際には科学的なデータが得られるということで、委員会としてはこういう結論になりました。

○櫻井部会長 御説明ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

というような御説明について、本当は何か資料がないときちんと実証的に説明したとい

うことにならないので、何となく丸飲みしろという感じも受けますけれども、そのあたりはやり方をもう少しお考えになったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○山本国内防疫調整官 了解いたしました。

○櫻井部会長 それでは特に御異議もないようですので、この案で了承していただくということではよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻井部会長 それでは事務局のほう、よろしくをお願いします。

○姫田動物衛生課長 ありがとうございます。きょう御了承いただいた指針案をもって、適当と考えさせていただきますので、これを公表させていただくとともに、御意見を踏まえた運用に関する局長通知を発出したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物の輸入に関する要請に係る
標準手続について

○ I E コード改正案に関するコメントについて

○櫻井部会長 次に、「家伝法に基づく指定検疫物の輸入に関する要請に係る標準手続」及び「O I E コード改正提案に関する我が国のコメントについて」、御説明をいただきたいと思ひます。

○川島国際衛生対策室長 国際衛生対策室長の川島でございます。私のほうからは、今、部会長から御紹介いただきました、資料2番と3番について御報告をさせていただきたいと思ひます。それから大変恐縮でございますが、資料3に関連しまして追加的な資料を配付させていただきたいと思ひまして、今、担当の者に配付をさせておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

まず資料2で、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的
手続の制定について」という資料でございます。

御案内のとおり、W T O 協定の付属書の一つに S P S 協定というものがござひます。これは資料にも書いてござひますように、衛生植物検疫措置の適用に関する協定というものでござひまして、この協定によりますと各国とも、いわゆる衛生検疫措置を講じるに当たりまして、国際基準に基づいた措置をとるか、あるいは適切なリスク評価に基づいた措置

をとらなければならないというふうに定められているところでございます。

私どもとしましては、動物衛生にかかわります検疫措置につきましてはO I E、国際獣疫事務局が策定をいたしました、いわゆるO I Eコードと申しておりますけれども、そのコードに整合した措置をとるか、そうでない場合はそれを考慮に入れつつ、リスク評価をきちんとした形で措置をとることが必要になるわけでございます。

こういう手続がございまして、各国とも米国、豪州等は既に標準的な手続を定めて公表しておりまして、その手続にのっとって評価をするという形になっております。私どもも実質的にはこれまでの輸入検疫措置を講じるに当たりまして、各国から提供いただいたデータについて評価をしながら措置をとってきたわけでございますが、手続そのものを定めて公表するということはしておりませんでした。そういう状況を踏まえまして今般、この手続を定めることにいたしまして、手続の透明性を確保するということと、リスク評価の手続を位置づけることによりまして、我が国の措置の科学的根拠の強化を図るという形で対応していきたいと考えたものでございます。

その内容でございますけれども、家畜伝染病予防法の規定に基づきまして、輸入検査を実施する対象となります指定検疫物、これは例えば牛肉や豚肉の畜産物、あるいは家畜が入るわけでございますが、それについての手続を定めることにしたわけでございます。

まず、輸出国の側から輸入解禁についての要請があるわけでございますけれども、その要請を受けた場合におきまして、その要請の内容に応じました質問表を私どものほうで作成をいたしまして相手国に通知をする。その質問に対して回答を受け付けたときには、その旨を要請国に通知するとともに、農林水産省のホームページで、こういう手続が始まっているということをオープンにしたいと考えております。

実際にまた、「必要な場合には要請国の家畜衛生管理体制の評価を行い、リスク評価のために活用する」と書いてございます。「必要な場合には」ということでございますが、これまでに我が国に対する輸入実績が全くなくて、輸入衛生条件を取り交わしたことがないという国からの要請も、今後出てくるのが想定をされるわけでございますが、そうした場合にはまず、相手国側の衛生体制がどのような組織で運営されているか、どのような法令体系を有しているかということについて、評価をする必要があるだろうと考えております。

その次でございますけれども、「また、必要でないと認める場合を除き、当該要請に係るリスク評価を行い、その結果を要請国に通知するとともに、農林水産省ホームページで公表します」ということでございまして、評価結果について、その内容をホームページで公

表するという形をとっていきたいと思っております。そのことによりまして、透明性を高めていきたいということでございます。

また、ここで「必要でないとする場合を除き」と書いてあるわけでございますけれども、例えばこれは加熱処理をするといったような、極めて病原体の不活化を行う上で、はっきりとしているといった措置を講じて輸入をするといった場合には、あえてリスク評価をする必要は認められないという場合も想定されるわけでございますので、そういった場合を想定いたしましてこういう記述にしております。

「当該要請に係るリスク評価の結果に基づきまして、適当と認められる場合は、所要の省令改正等を行った上で、家畜衛生条件を決定し、要請国に通知するとともに、ホームページで公表する」という手続をとらせていただきたいと考えております。

施行日は、4月1日からということで施行をされてございます。これにつきましては4に書いてございますように、ホームページに掲載をしまして意見を求めておりましたけれども、意見は寄せられてございません。これが資料2の説明でございます。

続きまして、資料3でございます。今、お手元に追加で資料を配付させていただきました資料を横に置きながら、ごらんをいただければと思います。

毎年5月末にOIEの総会が開催されるわけございまして、その総会におきましては、先ほど御説明をいたしました、OIEの国際基準コードについても改正が論議をされるということでございまして、ことしの総会で議論される内容が、昨年、各国に提示されておりました、私どもは2月12日に、日本としてのコメントを出させていただいております。

なお、コメントを出すに際しまして、2月4日にリスクコミュニケーションという形で開催をさせていただきまして、そこでステークホルダーの方々からいただいた御意見も踏まえた上で、コメントを出させていただいているということでございます。

本日は主要な3項目について、私どものコメントを御報告させていただきたいと思っております。まず最初が、コンパートメントの一般ガイドラインでございます。先ほど配付をさせていただきました資料とあわせて見ていただければと思いますが、コンパートメントと申しますのは、いわゆる共通のバイオセキュリティ措置、言ってみれば衛生管理措置でございますけれども、そういったものが行われておって、特定の病気に対する衛生状態が明確に区分をされている施設でございます。これを指定いたしまして、その施設からは仮に、国において特定の病気が発生しておっても、輸入を継続的に可能にしようという考え方、手法でございます。

追加でお配りをしました1枚目の資料の下に書いてございますけれども、「コンパートメント」のイメージということでございまして、特定のバイオセキュリティ措置がきちんとした施設をコンパートメントと認定をすることによって、その国で疾病が発生をしておっても、清浄と認められる施設からの輸出の継続は認めようという考え方でございます。

これは比較的新しい考え方でございまして、まだ各国とも、どのように具体的な病気、事例に即して適用していったらいいかという経験がございまして、私どももその適用に当たってはきちんとした手順、ガイドラインが示されるべきであるというコメントも出してきたわけですが、今回それについてのガイドライン（案）が示されたということでございます。

内容の詳細は後ろのほうに英語の部分と、それから日本語のものと添付をさせていただいておりますが、時間の関係もございまして詳細は割愛させていただきますけれども、私どものコメントのポイントは、施設の衛生状態が厳格に維持されるように、輸出国側の獣医当局による認定なり認定後の監督についての手続を、より具体的詳細に規定をすべきであるというものでございます。

続きまして、封じ込め地区という考え方でございます。大変恐縮でございますが、追加資料をもう1枚めくっていただきまして2枚目でございます。「封じ込め地区」というものは、この資料の下にイメージの絵がかいてございますけれども、ある国で口蹄疫が発生をした場合、その発生農場に対してきちんとした防疫措置を講ずることによって、その地域以外に広がらないということが確認された場合に、その地区を封じ込め地区というふうに認定をいたしまして、それ以外の牧場からの輸出は継続的に可能にしようという考え方でございます。

実はこれにつきましては、資料3に戻っていただいて恐縮でございますけれども、(1)の改正の①口蹄疫に係ります「封じ込め地区」の要件。何点か要件がございまして、その中で最も重要な要件として、私ども、見ておりました、発生した地区における家畜は殺処分を必須とするという基準、規定が既に定められておりますけれども、今回の改正案では殺処分以外の措置、例えば想定されますのは、ワクチンを摂取するといったような措置でございまして、そういった措置も認めるということで、要件の緩和という意味での見直し提案をされたということでございます。

私ども、これにつきましては、コメントの(2)の①になりますけれども、封じ込め地区の要件につきましては厳格である必要があるということで、「殺処分以外の措置を認める

ことについては反対をする」というコメントを出してございます。

それからこの封じ込め地区は、(1)の②でございまして、今申しましたように口蹄疫に適用することを考えて、最初に議論がされたわけですが、ほかの疾病にも適用できるのではないかという考え方のもとに、この封じ込め地区の考え方を、個別の疾病のコードではなくて、一般規定に置こうという提案がなされたわけですが。

これにつきましては私どものコメントは、(2)の②になりますけれども、「口蹄疫以外の他の病気に適用することについては、疾病ごとの特性をきちんと検討した上で議論すべきである」というコメントを出させていただいています。

それからBSEの関係でございまして、大変恐縮ですが、追加資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。今回の改正内容は、骨に由来する食用ゼラチンの防疫条件の見直しということでございまして、下のほうに「今回の改正案」というピンクで彩られているところがありますが、いわゆる食用ゼラチンの由来となります原料骨について、今、「管理された国」というリスクステータスにある国については、「30カ月齢を超える牛の頭蓋骨を除去する」となっております。

また、リスクがそもそもわからない国、「不明のリスク国」と言っておりますが、これにつきましては12カ月齢を超える牛の頭蓋骨及び脊柱を除去するという現行の規定がございまして、今回の改正案は30を12に、ここは強化になっておるわけですが、不明のリスクの脊柱を除去するというので、ここは逆に緩和であるということでございます。

また資料3にお戻りいただきたいわけですが、そういうBSEステータスにおきます不明のリスクの国においても、脊柱の利用を可能にしようという提案がなされたわけですが、これはまさしく食用ゼラチンということもございまして、厚生労働省さんとも協議をさせていただきまして、その要件緩和については、科学的根拠はそもそも明確に示される必要があるということ、私どものコメントとして提出をさせていただいたということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

資料2と資料3と、それから最初に御説明のありました「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」、参考資料2-1を含めまして、御意見等ございましたらお願いします。

どうぞ、林委員。

○林委員 生産者の養豚の代表の林です。

○OIEのコンパートメントとか封じ込めの案が認められると、今はその国に口蹄疫があるために日本に輸出ができない、例えば中国から生の豚肉が来ていませんけども、これが認められるようになると、今後は清浄性が認められた地域からは、中国からも生の豚肉が日本に来ることになるわけでしょうか。

○川島国際衛生対策室長 先ほど国際基準のところでも少し御説明申しましたように、各国が輸入検疫措置をとる場合はOIEの基準に即しているか、またはそれを考慮に入れつつ、各国でリスク評価を実施するということが認められております。

したがって科学的な根拠がある場合には、必ずしも国際基準に規定をされているからということをもって、直ちに受け入れなければならないということではございません。輸入国としてきちんとした評価をして、輸入を認めるか、認めないかということ判断する権限は、その輸入国に与えられているということでございますので、直ちにそういうことになるということではございません。

○林委員 ただそうは言うものの、科学的な根拠という、その辺が争点になることがあると思うんですね。中国に限ったことではないですけども、中国のほうが「これは安全じゃないか」と言うと、日本では「これはまだ心配だ」という議論になることが十分考えられると思うんですが、そういう裁定みたいなものはどうなるんでしょうか。

○川島国際衛生対策室長 当然、輸出国側からすると輸出をしたいというふうに考えまして、輸入国に対して要請をするということは、輸出国に当然認められていることでございます。

その際は、我々輸入国側としては輸出国側の状況、データ、獣医組織のあり方をきちんと評価をします。そういう結果に基づいて最終的に輸入するか、しないかを認める権限があるわけです。それで輸入国側と輸出国側の意見が最終的に折り合わないということも十分想定されるわけですし、その場合は、折り合わないことについて不満であると考えれば、輸出国はWTOの一般的な手続のもとに、紛争解決処理手続といたしまししょうか、いわばWTOに提訴するといった形でその紛争を解決すると。それも科学的な根拠、データが基本になって判断をされることになろうかと思えます。そういう手続になると思えます。

○林委員 先方の防疫手続が合理的であるかどうかというのを、日本側で認める会議というのはどういう会議なんですか。

○川島国際衛生対策室長 それが御説明をしました資料2でございまして、いわゆるリスク評価の標準手続という形をとって、きちんと透明性を持ってやっていきたいということございまして、相手国から提出をされたデータについて分析をしまして、その結果について評価報告書という形で取りまとめていって、それを公表していくといった形になるかと思えます。その際当然に、各それぞれの疾病の専門の先生方の御意見も伺っていくことになるかと思えます。

○林委員 生産者もその中に入りますか。

○川島国際衛生対策室長 これは科学的なリスク評価、専門的な知識に基づくリスク評価と考えておりますので、私どもは、いわゆる病気についての専門的な知識を持っている先生方、科学的な知見を持っていらっしゃる方を想定しておるところでございます。

リスク評価の作業そのものは、そういう評価チームを置いてやっていきたいと思っておりますけれども、その結果については家畜衛生部会の下に今、牛豚疾病小委員会ですとか家きん疾病小委員会が置かれておりますが、もちろんでございますが、そういった委員会あるいは部会にも御報告をしたいと思っております。

○櫻井部会長 よろしいですか。

○矢野委員 懸念なんですけど、口蹄疫で中南米、ブラジル、アルゼンチン、今言われた中国もそうですが、そういうところからは生肉の輸出はずっと希望して、特にアルゼンチンなんかでは「もうこれで撲滅した」ということを何回も聞いているわけですね。「この地域は大丈夫」ということも言っているわけですね。でも、今のところは生肉の向こうからの輸出、あるいは輸入を禁止しているんですけども、そこから入ってくるという可能性を危惧するんですけど、言われたリスク評価の部会で一度抑えることが可能と考えるわけですか。

○川島国際衛生対策室長 結果的に抑えられるのか、抑えられない結果になるのか、それはまさしくリスク評価の結果だろうと思えます。

○櫻井部会長 ほかにいかがでしょうか。

関連して私から質問ですけど、今の標準手続の話というのは、国から国に対する手続というふうに理解していいわけですか。輸入業者はかかわらないと。

○川島国際衛生対策室長 かかわりません。国の獣医当局同士のやりとりになります。

○櫻井部会長 意見公募もされたということなんですけど、これは行政手続法とかは関係ないんですね。それと関係なくパブコメみたいなことをやられたと。

○川島国際衛生対策室長　そうです、パブコメとしてやらせていただきました。

○櫻井部会長　手続法のじゃないですね。命令制定手続とかと関係なくやられてということですね。

○川島国際衛生対策室長　はい。

○櫻井部会長　それで、パブコメをやったけれども意見を寄せられなかったと、ゼロだったということですか。

○川島国際衛生対策室長　はい、そういうことです。

○櫻井部会長　ただ素朴な感覚で言うと、国から国が問題ですけど、結局は日本国の国民の口に入るか、入らないかというところが最終的に問題になっている。そうすると、一般の国民といいますか、行政として最終的にどこまで射程に入れるかという問題がありますけれども、そういうところでこういう手続が、法律論として言うと純粋に内部的な訓令という形だけでやられていいのかということと、それから専門家というふうにおっしゃったんですが、今問題になっているのは、専門家の言うことほど信頼できないみたいなところがあって、そこに対してどうやってこたえていくかというところが一つの行政課題で、そういう視点がないなという印象を受けるんですね。

それから行政のやり方としては、小委員会方式というのは、別に農水に限らずいろんなところでやっているんですけども、結局そうすると下の委員会のほうに丸投げ、丸投げみたいになって、最終的なコンセンサスでオーソライズしますよというところが、何か抜けちゃっているところがあって、そうすると農林水産省さんがどういう方向を向いてやっていくのかということにも関係しますが。

ある種、家伝法の限界なのかもしれませんが、その部分が欠落しているのかなと。現在、安心・安全の食品みたいな観点からすると恐らく欠落している部分で、足りないところなのかなという感じがいたします。

○姫田動物衛生課長　基本的に国際的な動物検疫の問題でございまして、そうした場合に、今、林委員からの御質問、あるいは矢野委員からの御質問にもありましたけれども、要するに私ども、例えば口蹄疫ですと牛豚等疾病小委員会での御議論、あるいはまた口蹄疫の専門家の先生方をその中から選んで、あるいはさらに別の専門家の先生方をお願いすることになるかと思うんです。

そのときに、いわゆる業界代表の方、あるいは消費者代表の方という形でステークホルダーが入ってしまいますとWTO上、じゃあ科学的なリスク評価ができたのかということ

になってくると——別に林委員がということじゃなくて、業界の方がとめるために議論をしたということになりかねないと考えておりますので、そうするとWTO上非常に弱い立場になってしまう。ですから科学的な評価ということであれば生産者側でもなく、あるいは流通側で輸入したい方々でもなく、純粹にWTO上でリスク評価ができる方々をお願いすることになるかと思っております。

じゃあそのときに、コンセンサスはということでございますけれども、それは当然そういうときに、こういう委員をお諮りするということで、小委員会の場合はこの委員会での御承認ということになっておりますので、ここはコンセンサスだと思っておりますので、ここで先生方の互選については私どもも御報告いたしますし、そこで御了解いただければと考えているところでございます。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

ついでに伺うと、専門家の選ぶ基準というのは何かあるんですか。客観的にその方が第一人者であるとか、評価基準ですよ、そういうことはいつもいろんな行政で問題になっていて、そういうのはございますか。

○姫田動物衛生課長 我々も基準を設けるということについては、なかなか難しゅうございますけれども、幸か不幸か私どもの業界は非常に小さいものですから、国内で、例えば口蹄疫についてということであれば動衛研の口蹄疫の担当と、それぞれの主要な獣医大学の口蹄疫の専門の先生方ということで選んでしまえば、ほぼそれで終わりということになるので。客観性がどこにあるかと言われればあれですけど、だれが選んでもあれということ

で。例えば、いい例かどうか知りませんが、プリオンの専門家の先生方も、食安委の先生方も、私どものプリオン病の先生方も、厚労省の先生方も同じじゃないかという議論がありますが、その先生方しかいらっやらないのでそういう形になると。そういう意味では多分、何十人にもならないので、国内の先生方を一般的に網羅した形になるかと考えています。

○櫻井部会長 ありがとうございます。

司会役が余りこんなことを言っているはいけないので、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 輸入解禁申請の書類手続を明確化することはいいことだと思うんですね。手続の中にリスク評価を含めるということは、国際的にも必要だと思うのであれだけ、検

疫対象あるいは対象物品というか、その物品に由来するリスクが、例えば家畜伝染病予防法の範囲の中で、家畜の防疫上どうするという、あるいはそれを緩めていいかどうかということを専門家としてリスク評価するのは、多分それで完結できると思うけど、さっきの話みたいに、例えば肉が家畜だけではなくて人に危害を及ぼす危険性があるという事例も入ってくると思うんですね。

そのときに、ここで設けるリスク評価の専門家が、例えば食品安全委員会とどういう関係になるのか。そこでリスク評価をして、例えば家畜衛生条件を決めて、農水省の立場としてはこういう条件でいいじゃないかと。しかし食品安全委員会から見ると、それでは担保できないという事例が出てくるような気もするんですよ。その辺はこの案の中ではどうするつもりなんですか。

○川島国際衛生対策室長 厚生労働省のほうで食品輸入検疫という手続を持っておりますので、一義的に申し上げれば、私どもの中でやるのは、あくまで家畜の伝染病防疫という観点からの評価をしていただくと。厚生労働省の輸入食品としての安全性についての評価が必要であれば、当然それは厚生労働省としても御議論になるだろうと思いますし、食品安全委員会という組織があるわけでございますので、そちらの御審議もいただくことになるのではないかと思います。

○吉川委員 ケース・バイ・ケースで、場合によったら農水省の評価委員会でやった上で、食品安全委員会にまた再度、そういう側面から評価しろという条件でいいかどうかということ进行を問うということですか。

○川島国際衛生対策室長 私の今の理解では、私ども農林水産省がというよりは、やはり厚生労働省においての、そういう御判断があればということではないかと思います。

○櫻井部会長 吉川委員、よろしいですか。

○吉川委員 何となく、家畜の防疫としてやる部分は、多分農水省のほうで専門ですから、それはそれでいいんだと思うんですけど、境界領域事例みたいなことになったときに、食品安全委員会をつくったときに、リスク評価と管理を分けようという食品安全基本法をもとに従来のやり方を反省して、それが多分メリットもデメリットもあったんだと思うんですけども。そういう姿勢を国で決めた上で、今みたいな格好になってきたときに、うまく折り合いがつくのか。

○川島国際衛生対策室長 端的な例で申し上げれば、BSEに絡むようなものが一番想定をされるわけでございますけれども、お配りをしております訓令の最後にも附則として書

いておりますが、「食品安全委員会が食品安全基本法 11 条に規定する健康評価を行う要請には、適用しない」ということで、そこは食品安全委員会での健康影響評価が必要である
と考えるものについては、当然そちらのほうが意味優先されると考えておるわけで
ございます。

○吉川委員 それはどこに書いてあるんだっけ。

○川島国際衛生対策室長 一番後ろの附則の 2 でございます。

○姫田動物衛生課長 2 枚目の紙の後ろ側です。

○吉川委員 わかりました。

○姫田動物衛生課長 ですから今、説明申し上げたとおり、ここで家畜の疾病上問題ない
ということであったとしても、それは当然厚労省が食安委なりでリスク評価を受けて、食
衛法上だめということであれば、それは当然輸入が認められないということござい
ます。

ただ、家畜衛生上は問題がないということになるというだけでございまして、だから無
理に輸入できるんだということにはならないわけなので、そこは御理解いただきたいと
思います。

○櫻井部会長 よろしいでしょうか。

○吉川委員 ちなみにもう 1 個だけ聞いておきたいんですが、厚労省にも同じようなシ
ステムというか、ここで対象にするのは家畜伝染病として、例えば厚労省の同じよう
な物品のやりとりに関して、同じようなルールはあるんですか。

○川島国際衛生対策室長 手続はあるというふうに承知をしております。

○姫田動物衛生課長 ただ厚労省の場合は、当然リスクを評価するのは食品安全委員会
なので食品の安全。だからこの場合は、当然家畜としてのリスクの評価を食品安全
委員会に持っていくわけじゃなくてここでできますから、そこはリスク評価をするわけ
ではない。ただここは家畜のリスク評価はできますので、ここでやっていただくこと
になるかと思えます。

○吉川委員 わかりました。

○櫻井部会長 梅原委員、どうぞ。

○梅原委員 O I E から提示されたコンパートメントのガイドライン、余りわからない
部分もあるんですが、要するに封じ込めに対する考え方についても、O I E は口蹄疫
外にも適用することができるよう、一般協定とすると言っているけれども、我が国
では封じ込めは殺処分以外はワクチンを使うことは認めないよと。それから、口蹄
疫以外の他の家畜に

も適用することについては、引き続き検討はそう簡単にしないよと。

これはわかるんですけども、しかし国際的に輸入物がかなり危険な——危険という言い方はいいかわからないですが、危険性があるような地域からも開放されてどんどん入ってくるという考え方については緩くなっていると思うんです、規定としては。そうすると国内の生産者というか、防疫上から言えば危険性は増してくると。幾らか確に検査するの何のかんのといっても、そういうふうを考えざるを得ない。

一方、国内ではそれに対応してどうかといえば、例えば鳥インフルエンザにしてもほかの病気にしてもそうですけれども、ワクチン使用もしないできれいにきちんとやろうよと。それはいいんですけど、国際的には危険性が増してくる。しかし、その中で国内の衛生状態は保とうよという状況で、何かその辺が整合性がとれない。果たしてそれでできるんだらうかという感じがするんですよ。どうなんですかね、その辺。

○姫田動物衛生課長 きょう、お示しましたOIEコード改正案というのは、OIEのコード委員会から提示された案でございます。それについて各国がこの後、5月の総会に向けて議論する。

きょうお示したのは、出す意見について皆さん方にお示したと。これは文章で出したものでございます。この後、首席獣医官の川島室長がOIEの総会の場に行って議論してきて、どう決めるかということがございます。それがまず一つでございます。ですから、それは当然我が国以外に厳しい姿勢をとっている国も、EU等多々ございますので、その議論の場でどうなっていくかということでございます。

あともう一つは先ほどもお話ししたように、OIEで最終的に何らかのコード変更があったとしても、それをそれぞれの委員会の場、あるいはその下の委員会でリスク評価していただいて、それで適切な科学的な評価をしていただく中で、WTO上も上乗せ規定ができるわけですし、私ども、当然動物衛生については2国間交渉でございますので、それぞれのスタンスに立って交渉していくと。

ですから、当然そういう意味ではこの場、あるいは下の小委員会の場がしっかりと科学的なリスク評価をしていただくということで、国内についてのリスクの提言は図られると考えております。

○櫻井部会長 どうぞ。

○林委員 一つお願いですけども、我が国は世界最大の豚肉輸入国ですので、輸出国と輸入国の立場が違うのは当然のことですし、今、ヨーロッパなんかでもかなり慎重にやって

いるという話を聞いて、さすがヨーロッパだと思うんですが。

日本の国民の安全を守るためにも、輸入国なわけですから、非常に慎重で厳しい考え方をするのは当然だと思うんですね。その辺は立場から来るものは当然理解されるわけですから、しっかり主張して、それがまたその後の交渉にも非常に大きな影響を及ぼしてくると思います。そういうようなことで、ぜひ厳しい対応で当たっていただきたいと考えています。お願いします。

○櫻井部会長 今のは御意見ということでよろしいですね。

○林委員 はい。

○櫻井部会長 では喜田委員、どうぞ。

○喜田委員 梅原委員にですが、OIEのコードは、本来は摘発淘汰を旨とすべしと。それが困難なときには、ワクチン接種もオプションとして考えるということをつけた途端に、ワクチンだけに頼っておさまらなくなっちゃったという例がたくさんあるんですね。だから私たちは、ワクチン接種をしないで摘発淘汰だけという選び方じゃなくて、摘発淘汰を旨として、できるものならやっしまおうと。それで成功しているわけですね。だからそれは誤解のないようにお願いしたい。

もう一つは、コンパートメントについては、私も各国がきちんと行政的にコンパートメントとして認めたものが現場までいって、例えば病気の発生がA農場であって、B農場ではないはずだということは考えられませんので、余り信用していない。

例えば、数年前にアメリカ合衆国から日本に家きん肉が、高病原性鳥インフルエンザウイルスそのものじゃなくても、高病原性に準ずる扱いをするやつも、日本は禁止にしていますね。それは厳しすぎるから、その範囲を3kmにしてくれと。そうじゃないとWTOに提訴するぞというので、衛生課がびっくりして。結局、OIEの科学委員の立ち会で交渉をして、その結果今に至るまで州単位の規制で終わっておりますので、専門家も余り捨てたもんじゃないと。(笑声)

○矢野委員 こういう口蹄疫にしろ鳥インフルエンザにしろ、発生したら大問題になるので、その被害は物すごい大きいので、それを防ぐ方法を、リスクの評価委員会の責任が極めて大きくなるなど考えている次第です。

○櫻井部会長 ほかにいかがでしょうか。

そ の 他

- ・豚コレラウイルスの抗体陽性豚（無許可ワクチン接種の疑い）の確認について
- ・病性鑑定指針の見直しについて
- ・鳥インフルエンザワクチンの実践的使用試験成績の報告について

○櫻井部会長 特になければ、予定された審議事項より報告事項は以上となりますが、追加で事務局のほうから話題があるということですので、よろしくをお願いします。

○姫田動物衛生課長 本日、熱心に御議論いただきましてありがとうございました。事務局から2点ほど御報告いたしたいと考えております。

まず一つは参考資料3の、今回起こりました豚コレラウイルスの抗体陽性豚の確認について。それから、参考資料4の鳥インフルエンザワクチンの実践的使用試験成績の報告についてということで、2点ほど御報告させていただきたいと思っております。

○山本国内防疫調整官 それでは私のほうから、資料3の説明をさせていただきます。これは4月16日、水曜日に農林水産省がプレスリリースしたものです。タイトルにありますように、「豚コレラウイルスの抗体陽性豚（無許可ワクチン接種の疑い）の確認について」でございます。

経緯の（1）で、先週11日、金曜日の夜ですが、茨城県から指針に基づく豚コレラの清浄性確認のためのサーベイランスにおいて、臨床症状が見られないだけでも抗体陽性であるという豚が確認されたという連絡がありました。

このサーベイランスは、全国的に統一的にやっているものでございます。

この囲みにあります、株式会社ヒラノの北浦農場でございます。株式会社ヒラノは茨城、千葉、群馬、栃木、福島に69の関連農場を有しております、年間22万頭ほど出荷という情報でございます。

（2）このため、直ちに衛生課から関係県へ連絡しました。関係県は直ちに移動自粛を要請しながら抗体検査、あるいは臨床症状の確認を進めております。

（3）この結果ということで、すべてきのうまでに68農場、北浦農場を足すと69農場への立ち入りが全部終了した。それでプレスリリースをさせていただいたということでございますが、いずれも本病を疑う特徴的な臨床症状は認められなかったと。68農場のうち各県の17農場の一部の豚で豚コレラの抗体陽性が確認された。

一部の農場検査中というのは、3枚めくっていただくと参考1でつけてございます。69

で、このプレスリリースをしたときは陽性戸数は 18 戸でありました。14 農場で検査中の結果がもう出ておりますので、この 18 が 25 です。最終的に 69 農場中 25 戸で、一部の豚に抗体陽性が見られました。

ウイルス検査は蛍光色素検査、蛍光抗体の F A の検査は陰性でした。ウイルス分離はまだ検査中ということで、継続してやっております。

(4) で、ヒラノの大栄事務所において、豚コレラワクチンが大量に在庫が確認されました。このヒラノでは千葉県 6 農場、栃木県 2 農場が繁殖農場になります。この繁殖農場において母豚に 19 年 4 月まで、育成豚には 20 年 3 月までワクチンを接種していたということでございます。

(5) でこのワクチンは 18 年 4 月以降、家畜伝染病予防法で、知事の許可を受けないと使用できないこととされて、当然許可も出ていませんので、全国的に使用が認められていないということで、家伝法の許可を得ずに無許可の接種が原因だということが強く疑われると。改めて法令遵守等についての指導文書も、同日付で出させていただきます。

今後の対応ですが、(1) として清浄性の確認。本事案については、ワクチン接種をヒラノが認めているということ。あと、大量のワクチン在庫が確認されていると。本病に特徴的な臨床症状、あるいは白血球の減少は確認されていないということで、ワクチン接種を原因としている可能性が高いんですが、ワクチン抗体と野外ウイルスの感染抗体の区別は容易にできない、一発でできるものではないということで、その清浄性をきっちり確認するという観点から、すべての農場で 1 週間間隔で 2 回の抗体検査。抗体陽性のところではウイルス確認検査。これと同時に、それが確認されるまで移動自粛を行う。あとは、疫学調査とか臨床症状も当然見るというものでございます。こういうことで判断していきたいと考えております。

(2) は無許可接種の疑いということで、これは徹底して事実関係を調査して、法令に違反することであれば厳正な対応をしていきたいというふうに、現在、関係県でも調査をしているものでございます。

下の囲みにありますように、豚コレラでございますので人に感染することはないということは、プレスリリースでも周知させていただいております。

簡単ではございますが、情報の提供ということで御説明させていただきました。

○姫田動物衛生課長 一つ忘れておりました、済みません。もう一つ、参考資料 2 - 2 で御報告することがございます。

「病性鑑定指針の見直しについて」というのがございます。昭和 60 年に病性鑑定指針をつくりまして、その後平成 10 年に改訂したままになっておりました。これはそれぞれの家畜疾病におきまして、その病性が適切に鑑定できるようにということで、特に実際に各都道府県の家畜保健衛生所の担当者が、統一的にできるようなものということで作成したものでございます。その標準的な SOP を提示したものでございます。

その後、10 年の改訂以降、重要疾病の口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等については、それぞれ特定家畜伝染病予防指針に反映して改訂してきておりますが、ほかの病気についてははしていない。

あるいは国内には全く発生がなくても、海外で発生している伝染病があるということも踏まえまして、中身についての充実、それから検査材料が新しくなったということに対応しての見直しをやってまいりました。

今回、動物衛生研究所に研究を依頼いたしまして、3 月末に実績報告をいただいたところでございます。見直しの概要としては、検査材料の採取や検査についての標準的な手順（SOP）を明確化することと、迅速診断可能な PCR 検査の精度を確保するための留意点の明記、あるいは実際に病性鑑定を行うときのバイオセキュリティとかバイオセーフティに関する留意点を明記させていただくということをしました。

また、対象疾病も大幅に追加いたしまして、新たに検査技術に基づいて検査が可能になった 37 疾病を追加しております。また、検査手法の見直しということで、PCR 等の迅速診断手法を導入しました。

きょう、この部会に御報告いたしまして、この後局長通知で発出する予定で、ホームページに掲載することにしております。具体的には次のページですが、国内の家畜疾病 101 を 150 に、海外伝染病の 19 を 38 にということを実施したところでございます。

後ろに目次がつけてございます。見ていただきますと相当な大部になりますので、きょう御提示できませんが、それぞれ委員の方々には後ほどお送りさせていただきたいと考えているところでございます。

○櫻井部会長 参考資料 4 をお願いします。

○境畜水産安全管理課長 参考資料 4 に基づきまして、鳥インフルエンザワクチンの実践的使用試験成績について御報告をさせていただきます。

最初に、この試験の実施に当たりましては、本日御出席の喜田委員には大変種々御指導を賜りましたことにつきまして、御礼を申し上げる次第でございます。

この四角にありますように、17年度から19年度まで3カ年かけて試験を行っております。その目的は①にございますように、鳥インフルエンザ不活化ワクチンの長期有効性確認試験。2つ目が、野外ウイルス感染識別迅速診断キットの開発でございます。

なお書きにございますように、「我が国の防疫指針におきましては、万が一、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続し、発生農場の飼養家きんの迅速な淘汰が困難となり、又は困難になると判断される場合には、摘発・淘汰に加え、ワクチンの使用について検討する」ということになっておりますことを、一応御確認をさせていただきます。

ただ、万が一使う場合には、このワクチンほどの程度有効性があるのかといったことを把握しておく必要があるということで、この試験を実施したということでございます。

1にありますように、まず有効性の確認試験でございますが、試験対象ワクチンの1)は輸入ワクチンでございますけれども、これもさきに実施しました補助事業によりまして、輸入ワクチンについては3製剤を薬事法に基づく承認を与えております。

それから2)の国内開発ワクチンにつきましても、国内4メーカーが補助事業によりまして、H5亜型ばかりでなくともう一つ、高病原性鳥インフルエンザになっておりますH7亜型のワクチンについても開発をし、承認を取得してございます。そのうちの2製剤ずつを、この試験に供試したということでございます。

(2)の試験結果の1)免疫持続試験ということで、HI抗体価は、ウイルスの赤血球凝集性に対する抗体価を調べるというものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。輸入ワクチン2製剤AとBということで試験を実施しておりますが、このワクチンは両方とも左上にありますように、不活化ワクチンを2回接種するタイプでございます。鶏の8日齢と50日齢に接種をしているもの。右のほうは21日齢と49日齢に接種をするということで、大体用法用量に従って接種をしたということであります。

右側にHIというのが書いてありまして、左側に207という数字がありますけれども、これが抗体価でございます。ワクチンを接種して2回目を打って、3週間後の70日齢で見ますと、ワクチンAは207という抗体価があると、ワクチンBは5924という非常に高い抗体価がございます。この抗体価は右下にございますように、ワクチン株に対する抗体価でございます。

時間の経過ごとに見ていきますと、どんどんどんどん低下をしていくということが見てとれまして、そのうちに発症をするという形になってございまして、発症して死亡したら

ワクチンの追加接種をするという方法で、どのくらい有効性が担保できるかといったことを調べたということでもあります。当然ワクチンを追加接種すればまた抗体が上がって、まだ下がるということでもあります。

恐縮ですがまた1ページに戻っていただきまして、2)が攻撃試験でございます。ワクチンを接種した鶏に、高病原性鳥インフルエンザを経鼻接種で攻撃をいたします。生死の監察、攻撃後2日と4日に咽喉頭及びクロアカ（総排せつ腔）からスワブを採取して、ウイルスの回収を行ったということでございます。

再度4ページをごらんいただきたいと思います。この表の中の左側に「死亡」と「ウイルス分離」というのがございます。ワクチンを2回目を打って3週間には輸入ワクチン、次のページは国内開発のH5亜型とH7亜型ですけども、いずれも死亡もウイルス分離も見られないということで、感染防止が図られているということだろうと思います。

ただ、4ページを見ますと、その次に202日というところで、ワクチン接種後20週ということになりますけれども、左側のワクチンでは7羽のうち3羽は死亡すると。残りの4羽についても、すべてウイルスの排せつが見られているということでございます。

右側のワクチンはかなり効果がよく出ておりまして、202日齢で攻撃しても死なないということですが、ウイルスの排せつは7羽中3羽で起こっているということが見られます。

次のページの国内についても同様でございます、こちらもワクチン接種が29日齢ですので1回接種。2回ですと煩雑ですので、できるだけ1回で済ませようということで、国内ワクチンは1回接種という用法用量になっております。

そのワクチン接種後20週齢ということで、168日齢で攻撃してみますと、8羽中1羽は死んでおりますが、左側のH5では7羽中1羽がウイルスを排せつしていると。右のH7亜型では4羽が排せつしているということになっておりまして、ワクチン接種後20週たつとウイルスの排せつが起こるという結果になったということでございます。

2ページに戻っていただきたいんですけども、こういったことで、2ページの下(3)のまとめに書いておりますが、今回の成績から、インフルエンザの発症予防はワクチン注射後20～54週間、約1年ぐらい、ワクチンによっては発症を抑えることができたということでございます。ただ、ウイルスの排せつはワクチン接種後20～21週間まで抑制できますけれども、その後はできなかつたということでございます。

したがって①にありますように、時間の経過とともに低率ながら攻撃試験による死亡鶏が見られると。②スワブからのウイルス回収が散見されるということですので、感染

は阻止されず、長期間（5カ月以上）の発症予防を期待する場合には、追加免疫が必要だということが示されたということでございます。

3ページ目に2つ目の試験で、診断キットの開発でございます。(1)にありますように、鳥インフルエンザウイルスが感染・増殖する際にのみ、抗体が産生される非構造蛋白NS1ですけれども、それを抗原とするエライザキットの開発を試みました。

これはどういうことかといいますと、例えばイタリアではワクチンを接種しているわけですけれども、その際には、例えばワクチンを接種しないおとり鶏を置いて定期的に検査をして、野外ウイルスの感染が起こって抗体が上がれば、その群は全部殺処分するという仕組みになっております。

もう一つ、おとり鶏を置かずにDIVAシステムということで、例えばインフルエンザワクチンはウイルスの粒子に2種類の突起があるわけですけれども、一つがヘマグルチニンというH5です。Hは1から16まで種類があります。もう一つはノイラミニダーゼN亜型。Nは1から9まであります。

例えば東南アジアのように、H5N1のウイルスが流行している場合には、例えばH5N2のワクチンを使うと。そうするとN1の感染があった場合に、そのN1の抗体を検出することによって、野外感染が起こったことが確認できるということです。そういったのがDIVAシステムと言うわけですけれども、ワクチンと同じN亜型のものが感染してしまうと、このシステムが使えないことになるわけです。その難点を克服するために、非構造蛋白に対する抗体を検出するキットを開発したということです。

非構造蛋白というのは、ウイルスが分裂する際にできてくる蛋白質であるわけですけれども、最終的にウイルスの粒子ができるときの構成成分にならないというものです。ですから、不活化ワクチンを体内注射したときに当然死んでいますので、体内でふえないわけですね。ですから非構造蛋白ができてこないの、その抗体もできない。

だけど野外ウイルスが感染してくると、どんどんふえる過程において非構造蛋白質が出ていきますので、それに対する抗体ができると。これをつかまえることによって、野外感染があったかどうかを見ようというものです。図がありませんので大変恐縮ですが、そういう目的のものです。

試験結果とありますように、強毒タイプのインフルエンザウイルスに感染した鶏では、抗NS1抗体の産生が、このキットによる検出できたと。しかしながら弱毒タイプのウイルスに感染した際には、抗体の産生は認められなかったということです。

2) にありますように、国内開発ワクチンを注射した鶏に抗NS1抗体が検出されなかったと。ワクチンを打ってもこの抗体は検出されないということです。

それから3) は、実際に鶏が攻撃を受けたときに、その抗体の割合は死亡あるいはウイルスが分離された個体の割合と相関するという結果が得られました。

したがって、まとめとしましては、NS1-ELISAキットは鳥インフルエンザ不活化ワクチン注射鶏が、強毒タイプの鳥インフルエンザウイルスに感染したときに産生する抗体を識別して検出できる可能性が示されたということで、弱毒には使えませんけれども、強毒の場合には使えるのではないかとという結果が得られました。

本日これについて御了承を得ましたら、この結果につきましては、当省のホームページで公表したいと考えております。以上でございます。

○櫻井部会長 了承といっても別に、御報告があったというふうに承ればよろしいわけですね。

○境畜水産安全管理課長 はい。

○姫田動物衛生課長 本日予定しておりました議題は以上でございます。

○岡部委員 試験結果についてちょっと質問は、よろしいですか。

○櫻井部会長 どうぞ。

○岡部委員 3ページのウイルス診断キットの開発のところですけども、(2)の試験結果の3)「国内ワクチンを注射した鶏に対する攻撃試験」のところですが、このときの「鶏血清中から抗NS1抗体が検出された個体の割合は、死亡及びウイルスが分離された個体の割合と相関すると考えられた」と書いてあるんですね。

1)、2)はある事実があって、それについて考案が書いてあるんですけども、3)は事実がなく考案みたいに読めちゃうんですが。これは割合は相関したんですか。

○境畜水産安全管理課長 そうです。

○岡部委員 じゃあ、考えられたんじゃなくて、相関したんですね。

○境畜水産安全管理課長 はい、そうです。

○寺門委員 ちょっとよろしいですか。

○櫻井部会長 何に関してですか。

○寺門委員 これじゃなくて、病性鑑定指針の件について。

○櫻井部会長 では、手短にお願いします。

○寺門委員 たくさんの疾病について、それぞれの指針を見直してつくったと、大変いい

ことだと思えます。

ただ問題は、紙の上だけではなくて、実際にこれが起こったときに生きる形というものを行政、それからむろん研究も含めて、危機管理の面も含めてやっておいていただきたいという要望です。

○姫田動物衛生課長 非常によくわかりました。ただ、主要疾病については「はい」とお答えいたしますけど、これだけの疾病がございまして、それだけの疾病について実際におっしゃることができるかということ、なかなかマンパワーのあれも難しいので、そういう精神で、主要疾病についてはそういうことでやりたいと考えております。

○櫻井部会長 どうぞ。

○喜田委員 黙っていようと思ったんですけど、豚コレラは抗体陽性が見つかったというだけですね。だから、ウイルスが分離されていないんですね。

○姫田動物衛生課長 ウイルス分離されていません。

○喜田委員 その試みはやったんでしょうか。

○山本国内防疫調整官 はい、やりましたし、やっております。

○喜田委員 わかりました。それから病性鑑定についても、診断の基本は抗体だけではあきませんということは徹底するようにお願いします。

○山本国内防疫調整官 臨床症状、あるいは白血球の減少、あとは抗原検査をきっちりやるということです。

○喜田委員 ただ、ワクチン接種が原因じゃないかということも、ウイルスがとれていればはっきりしますので。だから申し上げておきます。

○姫田動物衛生課長 おっしゃるように、ウイルスの分離はトライしましたが、今現在のところはとれていないということです。

○喜田委員 さっき、陽性例についてはウイルス分離を試みるとおっしゃったんですけど、抗体があるやつからウイルスをとれるわけがない。

○山本国内防疫調整官 陽性例と同居しているヒネ豚とか、そういうのもやっています。

○姫田動物衛生課長 もう一方の事実関係として、ワクチンが実際にございましたし、それから御本人も打ったとおっしゃっているということもございます。

そういう意味で、いろんな面からワクチンであるということ、予見を持たずに確認してまいりたいと考えているところでございます。

○櫻井部会長 ほかによろしゅうございますか。

○高橋委員 一つだけ済みません。

○櫻井部会長 どうぞ。これが最後の御質問ということで。

○高橋委員 勝手に打ってはいけないものが、どうして大量の在庫があったということが可能なんですか。そこだけ教えてください。

○姫田動物衛生課長 18年3月31日までは、原則だめですけども、知事の認可のもとに接種は可能でございました。ワクチン自身は今も、当然我々も備蓄しておるわけなので、ワクチンそのものは合法的でございます。

実際のことをお話ししますと、そのワクチンは18年3月31日までに買われたものだろうと。有効期限は既に切れておりましたということで、買いだめしておいたものを打っていたということだと、今現在見ております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○櫻井部会長 貴重な御意見、ありがとうございます。これをもちまして、第8回家畜衛生部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会